

日 時 平成24年5月9日(水)  
午前9時30分～午前11時30分  
場 所 柴田町役場 委員会室(4階)

<出席者>

遠藤委員、古川委員、澤田委員、児玉委員、吉良委員、桜場委員

<欠席者>

志子田委員、阿部委員、大庭委員

<事務局>

まちづくり政策課 平間課長、関課長補佐、小野主幹、小林主査

## ○住民投票条例制定に関することについての答申

### 1. 答申

#### 《遠藤会長より滝口町長へ》

柴田町長滝口茂殿、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会会長遠藤保雄。

住民投票条例制定に関することについて答申。

平成23年8月3日付け、柴ま政第240号で諮問のありました「住民投票条例制定に関すること」について、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会において、6回の審議会を開催し、慎重に調査、審議した結果、別紙のとおり当審議会の決定を得たのでここに答申いたします。

柴田町におかれましては、この答申を最大限尊重され、条例を制定されることを期待いたします。

なお、住民投票条例制定に関する答申にあたり、審議経過並びに主要な意見を付して、「柴田町住民投票条例に関する審議報告書」を提出いたしますので、これらの意見を尊重され、住民役のまちづくりの実現を図られることを切に願います。

#### 付帯意見

- 1 「住民投票制度」は、町政への参加機会確保のための制度であることから、投票の対象となる重要事項については、逐条解説等を作成し、ネガティブリストの具体例を記載し、住民が分かりやすいように作成すること。
- 1 投票資格者の年齢要件については、法律に基づく住民投票制度との混乱を防ぐため、当面は、満20年以上の日本国籍を有し、柴田町に3か月以上の住所を有するものとするが、社会情勢等の変化を捉えながら満18年以上の者の投票資格についても検証すること。
- 1 定住外国人を投票資格者として含める必要性が柴田町にあるのか今後も検討していき、必要性が生じた場合には条例の改正等を行うこと。
- 1 住民投票の請求、実施の流れについては、住民が平易に理解できるよう時系列による説明を解説書に記載すること。
- 1 諮問には含まれていないが、住民投票条例(案)及び住民投票条例施行規則(案)を提出いたしますので、この案を基本として制定を検討願いたい。

## 2. 町長発言

今回は常設型の住民投票条例に関するいろいろな論点につきまして諮問いたしました。その結果を本日受け取らせていただきました。この常設型の住民投票に関する条例としましては、4点ほど私なりに問題点があるというふうに思っております。住民投票の対象事案ということ。それから住民投票を実施する際のルール作り、対象年齢と外国人の捉え方。そして住民投票の結果、これが拘束型にするのか、尊重型にするのか。開票の条件等いろいろございます。

こうした案件につきまして、皆様には6回にわたりまして本格的な議論をしていただきましたことをこの場を借りまして御礼を申し上げたいと思います。このように住民と常設型の住民投票条例について、深く掘り下げて議論をしている町は、宮城県で他にはないのではないのかなと思っております。そういった意味で8月からの審議に改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、今、政治が大変混乱をしております。実はこのねじれ現象というのは柴田町では経験済みでございました。執行部と議会が対立するという場面があったわけですが、その都度、いろいろ議論をしまして町民の目線で最終的には議会も執行部も折り合ってきたという経緯もございました。ですから国の政治の混乱の前に柴田町はそういう経験をして、ある一定のルールを作ってきたという自負がございます。

また、この住民の意思を条例化するというところで住民発議というものを2回ほどこの柴田町は経験しております。一つは議員の定数削減のための条例制定。これは議会が否決をいたしました。議会は否決したんですが自主的に2名を減したということでございますので、この住民発議をしたという意義というのは大きかったのではないだろうかなと思っております。もう一つは合併協議会設立のための住民発議というものも行われました。これは住民発議がそのまま議会の議決を得て設置という方向になりました。

こうした直接請求を経験した柴田町でありますので、他の自治体から比べれば、町民の間に住民発議とか住民投票というのは頭の中に入っているというふうに思っております。経験した分さらに常設型の住民投票条例の制定というものは必要であるという認識を持ったものですから、皆さんに諮問をさせていただいたということでございます。

しかし、過去の住民発議は本当の意味での住民発議だったのかということ、残念ながらそうはなっていない、住民が分からないままに先導されて住民発議されたんじゃないかと見られる場面もございました。住民発議する場合は厳格な手続きがありまして、1件1件選挙管理委員会がその署名についてチェックするんですが、私が見たところ2割以上が、言葉は悪いんですが、いい加減な署名だったということでございましたので、まだまだ住民発議、住民投票というものが正しく運用されるまでには熟成されていないという面もございます。ですから、住民に対する住民参加と協働というものをもっと深化させていって、この町にそういう論点が出ないように、やはり住民にきちんとした情報の提供と説明、それから住民の意見を聞くという日常の対話というんですか、参加と協働というのは大事なんだと、そっちの方が大事なんだと思っておりますが、ただすべて順調に行くわけではございませんので、その時にきちんとした制度で、住民の意思が保障されるという常設型の住民投票というのは、私は必要だと思っております。ですから、住民に対してそういう意味で今回この常設型の住民投票条例を作るということをもっともっと説明をしていく必要があるんじゃないかなと思っております。

もう一つは、住民投票条例というのは単に意見を述べるだけではなくて、日頃からの住民側の実践ですね、住民自治の実践というのが伴って、私は住民投票というのが生きてくるのではないかな

と。何もしないでただ賛否を問うだけでは違うのではないのかなという考えを持っておりま。そういう点も、これから住民に話していく、住民投票条例を作るにあたって熟成をさせていく必要があると思っております。

また一方では、間接民主主義でございますので、議会との折り合いというものもあるかと思っております。議会もだいぶ住民の方に軸足を移した対応をするようになってきております。ですから、答申をちょっと読んでみますと、この常設型の住民投票では、住民発議は議会を通さないで実施できる場合もあるという内容になっているものですから、その辺についても議論を重ねていかなければならないのかなと思っております。

この審議会での答申を踏まえまして、なるべくこの内容に沿うようにしていきたいというように思っておりますが、町長の考えがまとまりましたら審議会へフィードバックして、考え方を詰める場面も出てくるのではないかと思います。ある程度審議会と合意と申しますか、まとまりましたら、議案がとおりますよう、今度は議会との調整というような方向に進めていきたいと思っておりますので、少し時間を貸していただきたいと思っております。

改めまして、この答申は進化した内容じゃなかったかなと思っております。ありがとうございました。

## ○審議会会議

### 1. 開 会

小林主査 : ただ今より、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会平成24年度第1回審議会を開催いたします。

現在、委員9名中6名の出席ですので、審議会条例第7条第2項によりこの会が成立しております。

### 2. 会長あいさつ

遠藤会長 : 今、大きな任務でありました、住民投票条例に関して答申させていただきました。昨年度の審議はありがとうございました。

今年度は、新たに議題を我々の中で設定して、基本条例にいかんにか魂を吹き込んでいくかというベース作りついて議論を進めていきたいと思っております。今年度もよろしく願いいたします。

### 3. 会議録署名員の指名

遠藤会長 : 会議録署名員の指名です。事務局から説明をお願いします。

小林主査 : 前回は、児玉委員、志子田委員にお願いしておりました。名簿順ということで、今回は桜場委員と澤田委員にお願いしたいと考えております。

遠藤会長 : それでは、よろしく願いしたいと思っております。

#### 4. 議 事

遠藤会長 : 次に議事に入ります。

平成24年度の審議内容について事務局から説明をお願いします。

小林主査 : 本審議会は、まちづくり基本条例の中で、4年を超えない期間ごとにまちづくり基本条例に基づくまちづくりの状況を検証し、その結果を町長に提言していくということが所掌事務になっています。加えて、その他必要に応じ町長からの諮問に対して答申をしていくということになっています。22年度は、推進センター条例について、提案制度についての諮問に対し審議していただきました。23年度は今答申いただきました住民投票制度について審議をいただきました。つまり、この2年間は随時出てきた案件について審議していただいております。

以前の審議の中で、吉良副会長よりこの審議会の重要な役割は別のところにあるので、そちらを充実させていきたいというご発言があったと思います。24年度につきましては本審議会の所掌事務の基本部分、4年を超えないごとにまちづくりの実施状況を検証して提言していくという内容に入っていきたいと考えております。

その内容についてですが、事務局から検証項目を提示し、状況を報告するという方法も可能ですが、審議会から、これらの状況について検証をしていくという方向性ですとか、メインテーマについてご意見などがあれば、各委員さんから意見を出していただきたいと考えております。検証に際しては、基本条例のテーマであります参加ですとか協働、情報共有などがポイントになるとは思いますが、内容としてどのようなところをやっていくのかについて、まずご意見いただければと考えておりました。

遠藤会長 : 審議内容につきまして、特に町長から何々に関してという絞った諮問があるわけではございませんが、この審議会としての機能を最大限発揮していくということです。

基本条例の該当する条文を読み上げていただけますか。

小林主査 : まちづくり基本条例の第33条。基本条例審議会、第33条。町は住民自治、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会(以下:基本条例審議会といいます)を設置するものとします。第2項、基本条例審議会は行政機関の附属機関とし4年を超えない期間ごとにこの条例に基づくまちづくりの実施状況を検証しその結果を踏まえて町長に提言するものとします。第3項、町長は基本条例審議会から前項に規定する提言があったときはその旨を公表しその提言について適切な措置を講ずるよう進めるものとします。第4項、町長は前項の措置を講じるときは速やかにそれを公表するものとします。

遠藤会長 : はい。ありがとうございました。

まちづくりの実施状況の検証という点を念頭において24年度の審議内容をここで具体的に議論していきたいと思います。それでその他の第2回審議会開催の日程に関連してなのですが、事務局に確認したところ、本年度は6回程度の開催を見込んでいるということです。そういう開催頻度も念頭においてテーマ設定とともに議論をできればと思っています。どなたか、ご意見はありますか。

桜場委員 : はい。住民自治による基本条例ができてから、基本的にこれに関してまず町の活動と  
いうか実践的に行ったのはゆるぷらですよ。私はお茶飲みで2、3回と会議で1回か  
2回使わせてもらったんですが、ゆるぷらの実際の使用頻度、どのような人達がどうい  
う形で来て使っているのか状況を報告していただければ、何か議論をしていけるのかな  
と。

それから、今回さくらマラソンをやって正に住民自治による基本条例を使った、私は  
委員には入らなかったんですけど、基本条例を活用して今回素晴らしいものが怪我もなく、  
多少の問題はあったかもしれないけど無事に終わった。その辺は果たして基本条例を使  
ってどのような形でうまくいったのかという話も聞きたい。

それから、青少年の町民会議というのがあるんです。それは、あくまでも町の下部組  
織なんですけど、そこから離れてですね、3年目に入りますけど、挨拶運動というの  
を行っております。初年度は小学校、はじめは柴田にある9校の小中学校を回って、1  
ヶ月に1回ずつ挨拶メンバー、挨拶運動というのはその町民会議のメンバー18、19  
名くらいから始まったんですけど、今年で3年目になります。駅立ちもしながら、今年  
はポスターを作って各企業等にそのポスターを貼ってもらうとか、あとは商店街に貼る  
とかという形で、本当に住民自治というか、協働というか、今行っている西住小学校と  
か、あと柴田小学校の子どもたちとか、ものすごい挨拶するんです。当初は、挨拶をな  
かなかできなかったんですけど、半年行っていると、また、おじちゃんたち居たみたい  
な感じで、それは輪が広がりつつあるので、それはあくまでも我々町民と、たまたま担  
当してる職員の方もいるんですけど、これまさに住民自治によるまちづくりの先端を行  
っているような気がして、この輪が広がればいいな、こんな輪がもっともっと別の形で  
広がればいいかなと思うんですけど。その辺具体的に話を我々委員が聞いて、そう  
いったものから我々何か話し合える題材作りという言い方はおかしいんですけど、  
そういったところも見つけたらいいのかと思いました。

遠藤会長 : ありがとうございます。はい、では児玉委員

児玉委員 : ゆるぷらのことは、町民の間でもいろいろな所で話題となっているので、今の桜場  
委員のおっしゃった中身は良いのかなと。

それから、提案制度の実施状況についてです。この審議会で制度の内容について審議  
を行いました、その後どうなってるのか是非教えてもらいたと思います。提案制度  
を作ったときに、私としてはちょっと難しいなと思っていました。その後どんな風に行  
われて、もしやり方というか、制度が提案しにくいものであったら、やっぱり直して  
いかなきゃならないと思っていました。実際どうなかっていうのをちょっと知りたい  
と思っています。

あと、今挨拶運動のお話が出ましたが町民が役場と協働でいろんなことをするとい  
うのは、いろんな部署で行われているのかなと思っているので、そういうのを教えて  
もらうことができたらと。いろんな部署で、いろんな場面で、いろんな人達に関して  
やっているので、この審議会で話し合うものに入るのかちょっとわからないですが、  
教えてもらえるなら良いなと思ったところです。

遠藤会長 : はい、では澤田委員。

澤田委員 : 基本条例ができたときに、住民との接点を、どこを拠点にやっていこうかというときに、何かの会議で私は、生涯学習センターが各地域にあるのでそこを拠点にして、少なくともそこには6つぐらいの行政区がひとつになっているわけですよ。例えば我々の生涯学習のセンターでは、そこを拠点にしてという話をしたときに、ゆるぶらの話が出てきて、一応ゆるぶらに拠点を置こうじゃないかと。例えば提案制度の問題も提案も含めてね。私も皆さんが言ったように、その後どうなっているのか聞きたいんですよ。住民が主体となってまちづくりを進めるのに拠点がゆるぶら一つだけで本当に良いのか。例えば提案が何かあったときに持っていくには、出先機関として生涯学習センターというのが、住民と一番密着しているわけですよ。いつも自分のとこの生涯学習センターには、何らかの形でみんな関わりあっていて、そこに集まって館長含めてその人達と、いろいろなことを地域の中で実行していくときに、一番の拠点が生涯学習センターなんですよ。我々が今住んでいる西船迫地区、あるいは新生町、若葉町、北船岡。そうするとああいうところに、例えばこういうことやりたいということを持って行って、館長とあるいは役場の職員と生涯学習センターの職員といろいろ話をしながらことを進めていった方がやりやすいというか、実現しやすいのかなど。それを生涯学習センター、ゆるぶらにそういう問題提起をしていただければ、いいのかなという気もするんですよ。だからどこか住民が行ってすぐ基本条例の中身のこういうことしたいんだけどという時に、わざわざゆるぶらに行くのではなく、自分の地域にある生涯学習センターの中にそういう部署を設けてそこに行っているいろいろな相談をすると。その方が実際に何かをする時にしやすくなるんじゃないのかなという気もしてるんですよ。今ゆるぶらがやっているいろいろな活動をお話いただいて、実際にどういうことをやられているのか、いろいろな催しものは年中ゆるぶらでやって、私も参加できるやつは参加していったことがあったんですけども。だから今のゆるぶらの活動状況と今後住民自治基本条例との関連。ゆるぶらという一つの拠点をどう広げていくのか。

遠藤会長 : 古川委員いかがでしょうか。

古川委員 : そうですね。皆さんがおっしゃるように私も提案できるような予備知識・情報がないのでまず情報集め、条例ができた後に具体的に動いているまちづくりのトピックになるような題材をいろんな形で現地に出向いてそこでお話をうかがうっていうケースもあるでしょうし、何人かここへゲストをお迎えしてみんなで勉強会をやってみるっていうケースも考えられますし。その辺を共有しながら課題を絞り込んでそれをテーマにしながら継続的に審議していくっていう入り口の所ではそのような流れが必要かなっていうふうには感じました。

遠藤会長 : はい。吉良副会長。

吉良副会長 : はい。事務局の説明では審議会の役割が3つありましたよね。その内の第1が何かと

いうと、実は条例に基づいた実施状況はどうなっているのかっていう確認がまず大きな仕事の一つで皆さんもそういうお話をなさっていますよね。今まで議論した提案制度なり、或いはまちづくり推進センターがゆるぶらに一応設置しましたよね。まずはこの実施状況について、まちづくり政策課のほうから報告をいただきたい。

それから具体的な話をしますと、さくらマラソン実行委員会の主なメンバーは基本条例をつくるメンバーが主体なんです。基本条例をつくる会の秋本会長が今回はさくらマラソンの実行委員長として活動してきてるわけですからその流れを汲んでさくらマラソンを実施したんですが、実は提案制度ではなかった。これが条例を生かした活動だという話もあるんですが、本来であればもっと形を整えて進めなければならなかったのかもしれませんが、直接まちづくり政策課と話を進めちゃって、何だか曖昧な形で進めてしまった。そういう行事、イベントがきちんとしたスタイルをとらないで、何となく、まあまあなあなあなんだけど、これはまちづくりのためやってんだとなっている。もう少しその辺の整理が私は必要だと思うんで、その辺についても話し合いが行われる必要はないのかなと。どうも話が行き違えがあるというのは、きちんとした形とってないからなんじゃないのかなという気がするんですね。そのようなことでまず実態の確認。その確認によって問題点を洗い出してそしてそれをどのように変えていくかっていう、こういう作業が今後の我々の仕事なんじゃないのかな。

まずは、ゆるぶらについての具体的な実施状況を教えていただいて、そしてプラス面、問題点を洗い出して対応していく。そういう中でさっき澤田委員が言った生涯学習センターの活用ですか、そういう問題等も出てくるのかなという気がしています。

私は行政区長でもあるのですが、地域コミュニティとしてどういうようにこの条例を活用していくかっていうのは、まだまだ不勉強でもう少し整理してみる必要はあるかなと。何が言いたいのかっていうと、実は行政区長、副区長合わせて47名いるわけですが、活用してるって自信を持っていえる人は誰もいないんじゃないかなと。指針みたいなものも地域コミュニティ作りのリーダーたるべき行政区長にも、もう少しアドバイスできるようなそういうものも作りたいな。という気もしています。

遠藤会長 : 議論の共通点を見出すと、まず33条の第2項のまちづくりの実施状況の検証といことを前提としますと、基本条例が制定された後、まちづくりの実施という点という大きな役割を果たすことが期待されているものとしてゆるぶらがある。それについての活動状況を検証していく。そしてそれが今後のまちづくりの核としてどのように成長していくのか。その辺の議論を審議としていく。その際に生涯学習センターあるいは地域コミュニティの行政区との関連ですね。その辺もきちんと見ていく必要があるのではないだろうかということです。

二つ目は、ひとつのイベントとしてさくらマラソンというものが実施され成果を挙げた。それはこのまちづくり基本条例作成のメンバーとマラソン実施部隊が重なっているという点がかかなり評価されたと思っています。言い換えるとまちづくりの実施をする2つ目の問題、町の年間を通してのイベント、それを通じてのまちづくりというものをきちんと見ていこうじゃないかと。このような論点ではないだろうかかと。

三つ目は、具体的に運動が始まっている。桜場委員からご紹介がありました挨拶運動ですが、これ自体の現状とその意義やその発展性について、見ていくと一つのまちづ

くりの手がかりというものが見えてくるのではないかと、という提起があったのではないかと理解しています。古川委員がおっしゃりましたこの件についての情報集めの現地調査あるいは人を招いて、もうちょっと深掘しての現状把握、問題点の整理、そういったことをやるのも一つの手なのかなと。そういった議論があったと私は理解しています。

そして、もう一つ。会長としてといいますか、町の外の人間として感じるのは、プラスアルファのまちづくりというものをどのように定義して捉えていくのかということです。各委員から提起ありましたのは基本的に住民運動からはじまってのまちづくりの事例です。それについていろいろ今後も発展させていくための検証と問題点の整理、そして提言が必要ということであると思います。加えて、まちづくりを通じて柴田町自体をどう発展させていくのか。そういう点を考えていくと、仙台を核としたベッドタウンとしての側面と、船岡城址などの歴史と伝統を中心とした町の発展の問題も一つのテーマとして重要ではないかと感じます。要するに新住民と旧住民の融合性の問題。

もう一つは、町自体の経済、生活を豊かにするというのは、単にベッドタウンとしてだけじゃなくて、産業ですとか、少子高齢化を迎えるにあたっていかに豊かな老後を過ごしていくか、いかに少子化といったとしても豊かな世代を育てていくか、少子高齢化を迎えての新たな課題というものも町にはあると思うんです。そういう問題を福祉だったり介護だったり医療であったりとか、生活環境だったり、そういう側面からまちづくりを見ていくことも大切ではないか。

もう一つは、先ほどのさくらマラソンのがありましたけども、さくらマラソンだけじゃなくて、通年を通してのイベント、それ自体が町の活性化につながる。そういう見方、アプローチもあるじゃないかなという感じもしています。従って、そういった側面をどの程度見ていくのか、或いは6回という審議会の開催回数を考えれば、翌年度に持っていくようにするのか。その辺も含めて課題設定をしていきたいと思えます。

はい、吉良副会長。

吉良副会長： 基本条例に関連して、今各地域コミュニティに求められていることは、地域コミュニティでの地域計画づくりというのが実施されています。もう、計画を出してきている地域はありますか。

小林主査： 一つ出されています。

吉良副会長： 私の地区では、今年度の課題として取り組もうと思っているんですが、そういうようなものもここで提示できればいいのかなと思ったものですから。地域としてこういうような地域コミュニティにしたいというのが、具体的に出来上がりつつあるということです。その辺を審議会の委員にも伝えていただければありがたいなと思ったわけですから、追加させていただきます。

遠藤会長： 今出された意見について、事務局からコメントがありましたらお願いします。

平間課長： 交流ひろばということで平成22年に開始しましたゆるぷら、それが今度は推進センターということで今年の6月に開所しました。職員を常駐させ、どういうまちづくりの



支援、地域支援をできるのかなと取り組んできたんですが、町民の方が相談に来て、職員からアドバイスを得るといような機会はほとんどなかったというのが現実です。議会からも、いろいろ問いただされまして、今年は新たに人的なものでありますが、イベントだけじゃなくて、どういう形で呼び込みしていこうかと考えているところです。地域交流の形として何かできるものがあるか、この2年間の反省を踏まえた中で歩いていこうといような所がまずあります。

次に提案制度です。提案制度については、意見提案、実践提案と出てきていましたが、町民の皆さんからの提案は、なかなか現実的には各種団体と相談すると実施不能、不可能ということで、その辺の準備とかまだまだ不足している部分の提案が多かったです。職員のアドバイスもやはり不足気味なのかなということもあると思います。実施できるためにはどのような手立て、どのような算段、どのようなスケジュール。こういうものをある程度推進センターで支援すべきだったんですが、提案をそのまま受けてそれを審査会に出しているという状況もあったものですから、その辺もう少し適宜なアドバイスしながら実践に向けた指導をしていければと。提案は、年間で12件ほどありましたが、すべて却下ということで実を結びませんでした。3月には3回目の提案募集かけましたが、1ヶ月間で1件も応募がありませんでした。ですから大きな町の行政の中の提案じゃなくて、部分的に絞った提案を逆にしてみようか、24年はいろいろと考えて取り組んでいこうかなと。制度を実施していく際に、町民との乖離が大きいといような所がありまして、職員の対応も難しいところもありました。

それからさくらマラソンについては、2年間支援をしてきております。ただその中においてマラソンを復活させたい、走らせたいという実行委員の皆さんの熱い思いがあります。熱い思いはあるんですが、開催場所の選定、開催日の選定については、協力者、支援者の意見も入ることなく、独断的に進められてとっても調整が大変といような状況がありました。それが本当の協働なのかと。いろんな団体において実行委員会の人達の意見をまとめるだけでも本当に大変でしたが、まちづくりの協働事業とい形で進めるという中においては、やはりかなりハードルの高い事業だったなと考えております。

このような中で、24年からは地域自治といことで、地域において自立した事業を、押し付けじゃなく、地域の中でいろんな事業がやれるといような所の地域計画を優先的に作っていただきたいと。そういうようなことによって地域としての将来像というんですか、地域づくりに町民皆さんが関わっていただくと。その機会、話し合い、そういう場所を数多くもっていただきたいといことで、地域一つひとつの特性を生かしたまちづくり、それが将来的には生涯学習課の小学校単位の公民館への地区担当の職員の支援、そこまで踏まえたことを見据えて、今まさに動き始めたとい所です。地域によっては説明会を2度3度やっている所もあります。もう10数箇所の行政区の説明会を終わっております。地域計画の会議を各行政区でしていただくのに、24年は各行政区に3万円の会議費を補助金の形で交付します。ですから何らかの活動は全地域、行政区でやってるとい前提の中で職員がその支援をしていくとい体制が進んでいます。

条例はできたのですが、なかなか使い勝手、理解度も町民の方にもやはり敷居が高い。職員についてもまだまだ経験不足といようなところで、まだ試行錯誤の中で進んでいる2年間です。ただ今後そういうようなことで一つひとつ検証を踏まえた中でアドバイスをいただきながら実り多いまちづくりにしていかなければと職員ともども考えてお

りますので、これからもよろしくアドバイスをお願いしたいと思っています。今の所大まかで報告という形で2年間町からの対応をかつまんで報告をさせていただきました。

遠藤会長 : はい、ありがとうございました。はい澤田委員。

澤田委員 : 今課長が言ったことが、そのまま実践されると非常にいいですね。例えばゆるぶらの問題でも、まちづくりって大きく考えちゃうから町がどうかなるような大きな提案をしないといけないみたいな。そういうふうになると何も出てこない。地域づくりがまちづくりになるわけですから、自分たちの地域の中にある生涯学習センターをまず有効に活用すると。我々の住んでいる地域は6行政区でふるさと推進協議会というものを作っているわけですよ。私もその副会長をやったことがあるんですけど、そうすると自分たちの地域の中で何かやろうと。例えば文化祭をやろうと。歩け歩け運動をやろうと。グランドゴルフの大会をやろうとかね。そのように地域の活性化のためのいろいろな行事ができるわけですよ。今29A区を中心に6号公園の所の山に、関補佐がご存知だと思いますが、木を切ってあそこに花をいっぱい植えたり、木を植えて、紅葉も楽しめるようにしようじゃないかということで、今住民の方々が出てアジサイを植えたり、あといろいろな木を植えたりして、今来てもらうと分かるんですけど、そういうものは行政区独自の活動としてやってるわけですよ。それも町にはそういう話を通して今やってますしね、そういう意味ではやっぱり活動の拠点は生涯学習センターが一番ベターじゃないかと思うんですよ。そうすればそれを中心に集まっている行政区がいつもそこに行って、いろんな相談ができる。それが結果的には地域づくりになってそれがまちづくりに連動していく。私も今課長が言った話が1番ベターなまちづくりの進め方じゃないかなという気はしています。

平間課長 : 今、職員自体がこのメンバーしかおりませんので全行政区をまず支援していくことはできません。ですからやっぱり職員を地区担当制というような形で割り振りをして、輪番とか、何年かローテーションの中で当然いろんな支援を地域ごとにしていきたいと。当然そうなる活動拠点はゆるぶらを頂点に生涯学習センターとか、今後はそういうような動きになるかもしれません。まだまだ検討の段階というところですが、やはり準備として今年24年のまちづくりとしては、地区担当制の制度の検討を加えていくということになっています。それから地域計画の関連として、コミュニティ助成交付金を3年間の限定で地域の自主性を重んじるコミュニティに高めてもらおうということ平成22年度からの3年間、世帯数に応じて交付しております。それを25年度からはやめます。要は地域の計画、地域での地域づくりに対しての支援に財源として使おうと。ですからやる所には色をつけるぞということ。そういうような形で地域計画作りを地区で率先してやっていただくと。これもひとつの手段なのかなということで、先日の行政区長会議の中では、今年までは交付金だけでも、来年からは地域の取り組み内容によって予算をつけて交付しますよというふうになりました。ですからそういうような形で地域づくりに向けての地区計画、地域計画ですね。それを今地域の中で取り組んでいただくということに力を入れているという次第です。

遠藤会長 : はい、どうもありがとうございます。そうすると議論をどう進めましょうか。

吉良副会長 : 今日は今後の流を考えて、資料として必要なのは、ゆるぷら状況、そして地域がどういう活動をしているか。少しずつ桜場委員や澤田委員から話しは出てきているんだけど、ある程度整理された形で個別に議論し、その後全体として検証していく必要があると思います。例えば会長が項目的には4項目を挙げられました。それを一度に全てを議論するのではなくて、今日はある意味フリートーキング的なことで、次はこれに絞っていきましょうっていう形で、もう少し皆さんのご意見を聞いて、あとは町でどういう対応していくかってことをお聞きするという事で良いのではないかと思います。

遠藤会長 : はい、ありがとうございます。今日はフリートーキングを中心に、テーマ自体をどういうふうに絞り込んでいくかという議論にすることにいたします。

それで明確になってきているのは、ゆるぷらを頂点として生涯学習センター、そして地域コミュニティ。そこで進められている地域計画づくりと計画に基づいた実践活動。そういう流れが一つあります。そこをどうやって活性化させて、まちづくりを実体化させていくかというのが一つの議論の対象であります。

ですから次回は、ゆるぷらが抱えた問題、それを乗り越えて活性化させていくためのメカニズムを考える。それについて課長から示唆のあった、計画から実施面の予算に切り替えていくっていうような考え方や職員の配置の問題。住民の自らの参加運営。そういうような点を議論していくことが一つのアプローチです。

実態という点で考えますと、場合によっては次回はゆるぷらに行って、担当職員から意見を聞いて、その後に生涯学習センターに行き事例を見聞きし、それから地域計画の作成・実施面で成功したところへ行って地域の人から話を聞いて、その後戻って30分くらい議論して、というのもひとつの手かもしれませんね。

その次が、さくらマラソンに代表される年間を通じたイベント。日程調整も開催場所の選定も大変だったという素晴らしい経験をした。それをどういうふう乗り越えていって、年間を通じた素晴らしいイベントを実施し、それを通じたまちづくりをしていくか。これも一つの大きな課題になるでしょう。

提案制度は、澤田委員の先ほどの意見のように、町全体を捉えようとする提案だと、なかなか提案しにくい。手に届く地域づくり、まちづくりが提案される提案制度というものを、どうやって実体化させていくのかということでしょうか。澤田委員どうでしょうか。

澤田委員 : そうですね。だから大上段にまちづくりのための提案ということになると、考えるだけで大変ですよ。そういった意味からも、まずは自分が住んでいる地域をどう活性化させていくのかということを中心に前面に出して、そういうことを各地域ごとにやっていくことが、結果的に町全体が活性化していくということにつながりますので、そういう考え方がいいんじゃないでしょうか。その中に、もしかしたら町全体でなんか取り組もうという大きな提案も出てくるかもしれないし、要は小さい提案でもいいから出してもらって、地域で実行できることはどんどん地域で実行してもらったほうがいいんじゃない

かと。

遠藤会長 : はい、児玉委員どうぞ。

児玉委員 : 提案制度というのは、私たちが作ったというか、諮問を受けて議論したものです。澤田委員の意見のように、まちづくりという大きな単位だけじゃなく、もっと小さなコミュニティ単位でできる提案もできるような制度にしてほしいと思っていました。東京とかなんかでは、歩いていけるほどのところの地域の人達が、自分たちのじいちゃんおばあちゃんの見守りのために提案して、町からお金をいただいて実施している例もあるようです。ですから行政区よりもっと小っちゃな、車で行くんじゃなくて歩いていける範囲の所の地域づくりにお金を使っていく、そういう提案制度になるような余地があるといいなと思っています。

もう一つは、生涯学習センターはその地域の中心となるということは大切なことなんですが、船岡に関していうと、東船岡の生涯学習センターというのは、船岡の中心にはならないんですね。たまたま施設がないからあそこが船岡の生涯学習センターになってるんですが、実際問題船岡の人にとってはそういう場所にはなりえていない。そういう意味では、ゆるぶらの場所が願わくばもっとこっちにあったらいいなあっていつも思ってるんです。役場の中にあるのはちょっとまずいだろうけど、やっぱり場所的にはもう少し近く、せめてヨークの中だったらもっといいなって思ったりとか、施設の位置についても少し考えました。

遠藤会長 : 児玉委員、澤田委員の意見を踏まえると、身の丈にあった提案制度っていうものをどうやって作り上げていくかっていうことです。それも一つのまちづくり運動みたいなもの。もう一つはさっき言った挨拶運動。これもひとつの成功しそうな事例っていうことで、注目していこうかと。具体的に出たまちづくりの実施状況の具体例というのと、そんなところでしょうか。

はい、桜場委員どうぞ。

桜場委員 : 意見提案が12件あったけど、ほとんど却下されるような提案しか出なかったのか。これ改めて我々が考えて、じゃあ町民が意見提案をして審査会で通るようなそういったものっていったい何なんだろうと。そういうことを町民にぶつけるというか、こういう形でもいいんですよというものを我々も逆に提言していくべきなんですよ。12件出て全て却下ってことはすごくさびしいことですから、その事例を我々が聞いてそれが何故できなかったっていうのを、我々委員がいろんな形でできるような方向に持っていくというのも、この審議会の大きな意味があると思うんですよ。

澤田委員 : 私も会社への提案書だとか、何回も書いたことがあるから分かるんだけど、自分ではこうありたいと考えたが、投資金額がいくらか計算して出さないといけないのか、ただ内容だけ簡単に書いて出していいのか、提案用紙の様式も含めての問題になると思うけど。それだけじゃだめだというのであれば、個人の負担が大きくなるから、提案書の書き方の手順を作っておいて、ゆるぶら行って誰かと相談したり、生涯学習センターに行

って相談して、例えば、これはかなりいい提案で、もし具体化すればこういう効果があるよ、費用対効果の問題もある、そういう面からも住民に対して、提案制度の中身の手順作りみたいなものがあれば、提案しやすくなるのかなという気がするんです。

吉良副会長： 思い出していただきたいのですが、22年度の後半に、このまちづくり提案制度及びまちづくり推進センターに関する条例の答申をしているんですね。それでそのときにもいろいろ話はあったと思うんですが、この基本条例の第5章、まちづくりに参加する提案制度、まちづくり提案制度、まちづくり推進センターこれよく読むと、足が地に着いたような活動ができるような中身になってるんですけど、具体的な組織などについては、はっきり書いていないんですよ。例えば、提案制度は、誰が提案を受け入れるか、拒否するか。提案制度がすべて却下されたっていうんだけど、誰が却下したのっていう問題も実はあるわけです。

それから、推進センターというのは、こういう提案はいいですよと、こういうのやりましょう、そういう学習会を大いにやりましょうと。条文にするときには、審議会でもそのことが随分話題になり、ここ絶対に放すわけにはいかないということで、学習活動というか、そういうことをきちんとやらなければと。そして提案制度の書式、こんなに詳細に書ける人はいないんじゃないかっていうことも話題になりました。覚えてますでしょうか。

澤田委員： 覚えてますよ。提案制度の書類をみるとね、提案の目的、事業内容、事業スケジュールまで書いて出さなきゃいけないんです。

吉良副会長： 実践提案では、そういう項目も必要だけでも、もっと簡単に、アイデア提案っていうのも強く話題にしたんですね。要するにアイデアですよ。だから、上手くそれを使って今度はゆるぶらの職員とその提案した人と話し合いをして具体的なものに持っていく。そういうのいいねっていう話もしてるわけですよ。だからそういう格好に持っていけないのかな。だからそういうところで経験も未熟だし、もっともってその辺は成熟していかなければだめなんだなあと。基本条例の30条、31条に書いてあるのは、結構いい内容なんですよ。

澤田委員： もしこの様式で今後もいくんであれば、宣伝活動をどんどんして、ここにはどんなことを書けばいいんだよと。相談にきたら一応これ見せて意見を聞きながら書いてあげるとかね。そういうことをなにかしておかないと。様式だけ出して提案してくださいって言われたって、書けないですよ。

遠藤会長： 今の意見に対して、事務局からコメントをお願いします。

関課長補佐： 実際に意見提案とか実践提案を持ってくる方は、その内容にもものすごい思い入れがありますので、こちらでいくら助言をしても受け入れてもらえません。私はこの内容でいきたいんだと。内容を変えるのであれば、出す必要性が無いと。そのぐらいの人達がやっぱり持ってくるんですね。提案書はきっちり書き込んできていますし、提案に関する

パース図、絵まで描いてこんな風にしたいんだという所まで持ってきています。これを例えばこうすれば通りますよという話をしても、要は自分はこれをしたいんだってとこで来ますので、内容は曲げられないと。その他では、アートによるまちづくりということで、内容があまりにも大きすぎて、そこまでは一気に難しいので、例えば身内にいる人達、もしくはネットワークを使って、例えば個展をするんで会場を貸してくれとかそういうところからスタートしたらどうでしょうか、という助言を行いました。いや、最終形でなければ提案はしません、だから最終形で受け取ってくださいという話をされてます。澤田委員が言うように、きっちり書いて持ってくる人はそれなり思い入れがあるので、こちらでいろいろのお話はさせてもらうんですけど、では引き下げますとなるか、いやこのまま出してくださいとなるかのいずれかになる。

澤田委員 : 修正はいやだというんですね。

関課長補佐 : はい。ただそれだけ自分で練って持ってきたものだから、ということなんですね。だからそれを先ほどお話があったように、要はそれをこちらで指導というわけじゃないですが、話し合いの中で受け入れていただけるような、あるいは住民の自治に対する醸成ですね、実はそういったものをもうちょっと上げていかないと、今の提案制度は自己満足って言うか自己表現の制度で終わっているっていう感じがあります。

遠藤会長 : 整理しますと、まちづくりの実施状況の検証ということテーマとし、検証する対象としては、ゆるぷらから始まって、生涯学習センター、地域のコミュニティ。それを一つの塊として議論していく。

もう一つは、イベントとして協働というのが成功したかどうかという、大きな課題を抱えたさくらマラソンに代表される、通年を通じてのイベント。これはこれからも実施されるわけです。

3つ目は挨拶運動ですか。ずっと歴史を持ってやってきている。これもひとつみていると、小さな運動を、どうやってまちづくりの大きな核として育てていくか。それを3つ目の検証としてみていく。

提案制度をどこに位置づけるのか、ちょっと迷っているのですが、1番目のグループと一緒にしてよろしいでしょうか。

吉良副会長 : はい、それでよろしいと思います。

遠藤会長 : その3つはだいたい明確になってきました。ただ、まちづくりというと、町民の方はいろいろとイメージを持っていると思うんですが、今検証対象とした3つだけで本当にいいのか、もっとスコープっていいですか、対象の事項を広げる必要があるのかどうか、その辺はどうしたらいいのか。古川委員、何かコメントはありますか。

古川委員 : そうですね、議論しているとどんどん広がるという印象はあるんですが、最終的には条例の不足部分ですとか、どういうふうに進化させたら有効に機能するという議論でしょうか、審議会としては、条例に対してどういう実態があるか。その実態がうまくいっ

ているのか、うまくいってないのか。うまくいってないとすれば何が問題なのかについて、条例としてはどこを見直さなければいけないのかとか、どこを加筆しなければいけないのか。そういう照らし合わせが必要になってくるようになるんじゃないかと思いました。本当にごく簡単にですけど、条例とその実際の実態、まちづくりの実態を何か一覧表で大まかに整理していただきながら、その中でさっき出たようなトピックを題材にして議論をしていく。という段階が必要ではないかなと考えております。それと条例で目指している考え方が実態のまちづくりとずいぶん乖離があるというか、まだまだ活性化ができていないという状況があると思いますので、その問題に一番効果的な議論はどこなのか、ちょっと見つけられずにいたんです。それを見つげ出すのが、大事なんですが。提案制度が実を結んでいないということの原因は何なのか、ということはあると思うんですけども、やっぱり名前が提案制度なんですけど実態は要望陳情とそんなに変わっていないものなのかなとも受け止められますし、本来地域の中で自らの課題を見つけて、出来るのであれば自分たちで解決できるものは解決していく。その中で不足の部分があれば行政の支援をもらおうとかアドバイスをもらおうとか、お金をつけてもらおう。その現場の主体性の問題と関連していくのかなというふうには考えていましたので、突き詰めていくと、地域自治とかそういうところに深く関連が出てくるんじゃないのかなと思います。ただそこに限定して議論をしていくというものじゃなくて、少し全体を見渡し議論をするんですが、そのギャップを埋めるための論点としては、その地域が地域の課題を解決するための地域自治、そのためのプランだったり、行動を促進するための支援の仕組みだったりを整えていく。そういうところにだんだん焦点が当たっていくのかなという感じではいます。

遠藤会長 : 今の古川委員の指摘の点については、第1のテーマですが、ゆるぷらから始まって生涯学習センター、地域コミュニティの中の計画づくり、その中で検証する材料はあるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。1番最初にゆるぷら関連を取り上げて、古川委員がご指摘した問題意識も持ちながらこれを見ていくと。

古川委員 : ゆるぷらだけを見ていると、なかなか全体が見えないかもしれませんね。ゆるぷらを見ながら提案制度の実際の中身を見たり、あるいは地域計画を見たり、計画を作った後に実際にそれがどう動いているかところまでを見ていくと。

遠藤会長 : セットとしてみていくということですね。次回は、ゆるぷらから始まって生涯学習センター、地域コミュニティ、地域計画、提案制度、住民の参加意識と参加の度合い等々の調査。そして住民の参加、住民主導の活動の費用をどうするのか。町に助成を求める妥当性等々含めた議論をするということではいかがでしょうか。

吉良副会長 : 1回では済まないような気がしますね。

澤田委員 : 議論している中で、これを深く突っ込んで話そうじゃないか、ということもあると思うんです。ゆるぷらというのはこれを実施するための拠点であるから、どうしてもゆるぷら抜きでは話が進まないの、まずはそこからしようと。それで町長が言っているま

ちづくりっていうのは、コンパクトシティですから。だからそのコンパクトシティを進めていくためのこれであり、更には提案制度であるわけだから、だからそのためには何を有効に議論して、それを活用していけばいいのかということ、そのゆるぶらを中心とした周りに起きている様々な問題を議論して、そこからもし深く突っ込まなくてはならない問題が出てきたら、それに対して突っ込んでいくと。3ヶ月それでやって、その次また問題が出てきたらそれを深く追求していく。だから会長が言ったので進めながら、そこから論点を搾り出して、次からでもいいし、その次からでもいいし、やってもいいんじゃないですかね。

遠藤会長 : コンパクトシティの考え方というのは。

澤田委員 : コンパクトなエリアの中に、住民生活に必要な設備が凝縮されているという意味だと思いますが。

平間課長 : 柴田町を船岡、船迫、槻木、新栄の4つのエリアに分けて、これらのある程度集約した住民生活の基盤にしていこう、生活の拠点地域を集約させていくというところで、コンパクトシティ構想というものがあります。

児玉委員 : 高齢化が進んだ時に、コンパクトシティの中に生活圏があれば非常に皆さん生活しやすい。お年寄りが暮らしやすい、学校があって子どももいて、みたいなそういうイメージだと思うんです。今県内でもあちこちで少子高齢化傾向になっていくじゃないですか。人口が少なくなっていく中でどうやってみんなが上手いこと暮らしていくのか。結局、商業集積地域と住んでいる所が別個じゃなくて1つの所で暮らす。福祉もあって何もあってっていう。

遠藤会長 : 先ほど児玉委員が言った自ら活動できるエリアというのは、この考え方でしょうか。

児玉委員 : それは町長の考えとは別個です。単純に自分たちの地域は自分たちでお互いにお世話をしあう。助け合いの拠点みたいな。

遠藤会長 : それはコンビニが存在するような地域というイメージですか。

吉良副会長 : 町全体を全てフォローはできないですよ。

平間課長 : できません。

吉良副会長 : ですよ。かなり空間っていうか空いているところはありますよ。

遠藤会長 : そのようなマクロ的なアプローチで、その町の中を分割して行ってやはり産業、商業、生活、医療、福祉など、最も効率的な単位を作っていくかというアプローチの問題と、先ほど言ったゆるぶら、生涯学習センター、地域コミュニティ。そこで住民の主導、主



体的な活動展開。それでその際にコンビニの生活圏みたいなをベースとした要するに本当の意味での参加できるエリア設定。という二つの問題があるわけですね。それをどういうふうにマッチングさせて本当の意味でのまちづくりっていう形にしていくか、そのところはどうしていきましょうね。

吉良副会長： 課長から話がありました、地域計画を作って提出しなければならないって立場に私はあるわけです。地区の総会では、皆さんには地域計画のアウトラインは今年中には出しますよとは言っているんですけども、住宅地区で安心安全というようなまちづくり、という大まかなことしか言っていないんですよ。具体的なことはまだ何も言ってないんですよ。

桜場委員： 先ほど一つの行政区から計画が出てきているという話がありましたが、私は上川名地区の地域計画見たんですよ。もの凄く立派な計画で、だけでも実際に実践もやってるんですよ、本当に。ただ、あそこまで立派な計画を出されてしまうと、次がなかなか提出できないんじゃないかと思うんですよ。ただ、あそこまでやったら最高ですよ。私は、住民自治によるまちづくりっていうのは、どちらかというと、これから高齢者がいかに楽しく、人とのふれあいの中で、さびしい思いをしないで生活ができるか、ここが1番大切なような気がするんです。そのための地域計画だと。

それとは別に聞きたいことがあったんですが、地区対抗玉入れ競争の募集をしていたと思うんですが、出場するからには、それぞれのコミュニティで集まって一生懸命練習するわけじゃないですか。以前は町民運動会がありました。これは、まちづくり政策の事業ですか。

小林主査： スポーツ振興室で進めています。

桜場委員： これはある意味地域コミュニティにとって、とても良いことだと思っていたんです。私が考えるまちづくりというのは、基本的に高齢者の人達がさびしい思いをしないで、週に2、3回でもいいですから地域の人達が集まってお話をする、お茶のみをする。そういうまちづくりが良いのかなと。どう考えたってこれから65歳とか75歳とか毎年恐ろしいほど増えてくるんです。そういう中で私は、どちらかというと高齢者を大切にしたい考え方が大切なのかなとと思っていたんです。そのためにはコミュニティですよ。どうしたらそういう人達が集まって一緒になって何かができるか。

児玉委員： 集まることができない人へのフォローが大変なんですよ。

桜場委員： そうですよ。

吉良副会長： 澤田委員の船迫地区、桜場委員の船岡の町の真ん中。あるいは槻木、農村地域、私のところの新栄。どこもそれぞれ特徴を持っているので、その地域計画が同じではまずいわけですよ。だって船岡小学校の児童の20%は私の所の地区の子どもたちですからね。ですから、お年寄りだけではなくて子ども、赤ん坊からお年寄りまで全部面倒を見なけ

ればならないっていうか、いろいろサポートしなくてはならない地域でもあり、今1番活力のある人材を備えている地域でもあります。だから、そのような地域にあって、どのような計画を立てていかなければならないのか。みんな同じではないんですよ。そういう意味では面白いんですけどね。

桜場委員 : 課長にお聞きしますが、地域づくりの支援について、地域づくりを進めないところには支援を出しませんという話がありました。例えば、去年はできなかったんですが、私の地区では毎年夏祭りを実施しているんです。今年は、実施に向けて10回くらいは集まりをやってやるんですけど、そういうものには出るんですか。

平間課長 : 例えば、そういうようなもの全てに出すんじゃなくて、上限を決めるとか何割とかそういうような形の事業補助という形でやるか、これから出されてくる地域計画を見ながら、例えば、ここは特に暗い所だから防犯灯を町で設置する以外にも自分のところで優先して付けたりと、そういうようなことがあれば、今2分の1の補助というのが、それをプラスアルファするとか、いろんなやり方が出てきます。それは計画を見てからある程度支援の仕方が変わるのかなと。一定のルールも必要なんですけど、それ以外の横出しも必要のかなというようにも考えております。地域の特性を生かした所にある程度均等ではない支援、実践する、しないによってある程度差別化も必要のかなと。

児玉委員 : でも、単発の事業に補助金をもらうのはもったいないですよ。

桜場委員 : 例えばということです。

児玉委員 : 地域単独で継続してできているものじゃなくて、もっと違うことに計画を立てられたらなと思っています。

遠藤会長 : いろいろな議論が出ましたが、どのように次回のテーマを設定するかっていうことを考えているんですが、こういうことでしょうか。まず、まちづくりの実施状況の評価ですから、まず町全体と捉えたマクロ的な考え方が必要だということがありました。始点としてコンパクトシティとしての4つのエリア。

そしてもう一つ、吉良副会長の意見にありましたが、地域ごとの特性を持ったエリアがあるということもきちんと検証しておかなければいかんですよ。どういうふうに地域をまず分けてみるのか。というようなことをやってみて、それがどのような特性か、商業地区であるのか住宅地区であるのか高齢化なのか、若い人がいて活性化しているのか、新住民なのか旧住民なのか混合なのか。いろいろそういう検証をやってみる。

そのときに、その地域コンテンツとしては福祉地帯でいくのか、商業を活性化していくのが中心になるのか、あるいは医療としての中心地帯なのか、いろんな対応が考えられます。

その次は、運動体ですね。住民の主体的な参加とその主導によるまちづくりという運動体を検証していくと。それはゆるぶらから始まってさっきの生涯学習センター、地域コミュニティ計画作り、実践。その運動体をどういうふうに作り上げていくのか。その

上でコンパクトシティだとか地域の特性を踏まえてどのような事業を仕組んでいくのか。それについての資金手当はどのようなものが適正なのかと。そのような議論をまずやってみる、というように思ったのですがいかがでしょうか。

そのためには、町の現状がどうなっているのか、産業面、医療面、学校、福祉、まずは簡単な現状を報告してもらおうことはいかがか。

吉良副会長： どのような資料が準備できますか。

小林主査： 会長からありました、産業、医療、福祉の動向、行政区のエリア別の人口、高齢者率ですとか数値的なものはデータとして準備できます。

遠藤会長： 詳しすぎると混乱するので、分かりやすさを優先に。  
それから、コンパクトシティっていう考え方があるのであれば、その4つのエリア分けが分かるもの。

小林主査： 総合計画の中にある土地利用構想図になるでしょうか。

遠藤会長： その程度で良いと思います。後は吉良副会長の意見にあった、住民の目から見た特徴のあるエリアっていうのはどのように分類できますか。

吉良副会長： 難しいですね。

遠藤会長： でしたら、それは1枚の地図で大体このような状況だ、ということで良いと思います。

吉良副会長： この辺は住宅地区、この辺は商業地区、農業地区と、その程度であれば。

遠藤会長： そういうもので良いと思いますよ。ゆるぶらがあって、生涯学習センターはどこに立地していて、空白地帯がどの辺なのかが分かれば良いと思います。そして地域のコミュニティってのはどんなふうな形で存在しているのかと。

42ある地域コミュニティで、それぞれ計画を立てているところと、立ててないところ、前向きにしているところ、前向きにいてないようなところがあると。実施段階に入れそうなものがあるのかどうか。そのようなデータを見て、もう少し具体的なまちづくりをコンパクトシティベースで行くのか、それともコミュニティベースで行くのかとか、議論していただいてアプローチの仕方を変えていくと。

吉良副会長： コンパクトシティというのは、基本条例の後に出てきた案、町長の新しい提案なんですよね。

関課長補佐： いや、立候補と同時ですから、平成14年からです。ですので10年前からということになります。当初は、クラスター型のコンパクトシティという考え方です。

吉良副会長 : 最近急に聞こえ出したと思ったので。とにかく、ゆるぶらを中心にして、会長がおっしゃった形で、資料を基に皆さんから意見を出してもらい、焦点絞っていくということしかないんでしょうね。

桜場委員 : なかなか見えないですよ。次の審議会でどんなふうに考えていけば良いのか。

吉良副会長 : いや、何が問題点になるかが、まだ漠然としてるからですよ。

遠藤会長 : 私たち委員の理解の程度の違いがありますよね。古川委員と私は、柴田町の住民では無くて、外から客観的に見てこういうアプローチした方が良いのじゃないかという議論ができると思います。それに対して他の委員の皆さんはそれぞれ実践を持たれています。より深掘りしてその条例を実体化させていくというアイデア、実践をベースにお持ちになっている。それをどうジョイントさせて具体的に事実関係をきちんと整理していくかということですね。

今度は、ゆるぶらから生涯学習センター地域コミュニティ、で計画作りというところを一つの運動体という形があって、そして提案制度にも関連付ける。それらをどう実体化させていくかという議論は当然出てくる。実体化させていくというときに、何をベースに考えた実態なのかとういことです。ある人は医療ベースに考えていて、ある人は商業ベースに考えていて、そういうことが無い様に何らかの地域特性に応じて、核となるまちづくりのメニューとは何なのかということそれぞれ地域ごとにやっていって、その上でどういうふうに町全体としてそれぞれの地域特性もふまえてまちづくりをそれぞれやっていくのか、そういうビジョン作りみたいなことをすると。

それを、今度はどういう形で住民の方々、それぞれの地域に還元していくのかというのが、一つの大きな課題だと思います。それはインターネットで我々がこういう議論したよということで発表していただいてその地域コミュニティごとに審議会ではこんな議論をしたんだけど、地域コミュニティごとにこれを参考にどんな地域づくりをやっていくんですかというのに結び付けていくのか。答申もないのにやってしまったら困ると町の方が言うのかもしれないけれども、一つの議論としてはこういうものがありましたよ、というのはまさに審議会と町との協働、最後の結果として情報提供していくというのは一つなんではないかなと。それが一つの流れですね。

その次はイベントですね。さきほど出された桜マラソンを始めとするイベント。様々なイベントを一年を通して、協働という形で町の活性化につなげていけるのか。

吉良副会長 : 前半部分はそういう普段の行動といいますか、ゆるぶらを中心としたものを持っていて、後半は具体的なイベントを足がかりにいろんな問題点をどう指摘して、そして最後にまとめていく格好はどうでしょうか。

遠藤会長 : まずは1回目やってみて、その次の方向はまた検討するというのでしょうか。

吉良副会長 : とにかく具体的に行っているものを、ゆるぶらを中心に資料を出してもらって、いろいろな所を見ていきましょう。

桜場委員 : 我々の審議会というのは本当に難しいですよ。実際にこんな活動をして、こんな具体的なものが出てきてますというものがあれば、簡単にそれに関して検証とかできるんですけど、先ほど課長が言ったとおり、委員の我々に説明するほどの活動が、提案という形ではそれ程出てきてないと。逆にこの審議会で我々がいろんなことを町へ提案していかなければならないじゃないかと。とても重い審議会だなと思いました。

遠藤会長 : この審議会について、町民は知っているのでしょうか。どの程度の認識度合いなんですか。

小林主査 : 基本条例に関わった方は知っているとは思いますが、それ以外では難しいですね。以前、この審議会を設置する条例を可決してもらった後の話だったのですが、議会の中である議員さんから審議会の存在について分からなかったという質問がありました。そういう状況ですので、認識度合いは高くはないと思います。もちろんホームページなどでは会議録など随時更新して情報を出しているんですが、こういう審議があって、このような話をしているというようなことについては、認知度が低いのではないかと。

平間課長 : 出前講座も実施していますし、町はこの条例を作るにあたって各地域を回って説明を前段ではしているのですが、参加者が少なかったというような状況でした。この35条からなる条例について、2時間も住民を拘束して説明して周知を図るのは到底難しかったというところなんです。ですので、なかなか町民の皆さんには深化はされてないと。ですから、もう一度条例を地域に職員に説明すべきだろうというような所にまた戻ってきているわけなんです。実際我々としても協働とはなんぞやと、というようなところを目に見えるような形でテキスト、またはマニュアルを作ってそれを基にPRしていかなくはならないと考えております。協働とはなんぞや、参加とはなんぞや、情報共有とはなんぞやと。こういうようなところがまだ町民の皆さんには伝わっていないというようには感じています。町民の方からも、そのようなことでいかに町民に知らせるのか、そういう責任があるじゃないのか、ということも意見として寄せられています。

遠藤会長 : 自分に切羽詰った問題にならない限り、そういうものなんですよ。町、役場が何かあっても守ってくれると考えている。そういう中でいかに、住民が主体的に町を作ったほうが、税金も安くなるし、本当の意味で町が活性化してくる住環境も医療も良くなってくると、そういう実感をどういう形なら住民の方が感じることができるか、或いは実践していくという流れになるのか、そのための媒体として、こういうものが位置づけられると思うんですよ。

私はアメリカでの生活が長くて、向こうでは学校の運動場作りのときに父兄がたくさん集まるんですよ。何故かという、もしそこで彼らが作らないとそれはプロパティタックスという土地に対する税があるんですが、小学校の運動場建設を予算化すると増税になるんです。単純なんです、増税が嫌だから皆で学校の先生とかPTAの人が声をかけると、週末たくさん人が集まって、いろんな職業の人達がいて作っちゃうんですよ。税金を上げられては困るし、みんなで集まってわいわいやってその後ちょっとしたワイ

ンとチーズでパーティもやれると。そういうことなんですよ。教会組織がそのベースとなっているところもありますけど、そういう税金と裏腹の関係になっている、そういうところからもコミュニティ活動が盛んになっているところがある、というものがひとつの面白い現象だと思います。

それに対して、この日本の社会というのは、あまりにも公がやってくれるのは当たり前だという意識があって、公がやってくれるならば我々も参加しようかという、発想が逆転になっているところが、非常に大きな課題じゃないかなと思うんですよ。それを前提にしてどうやって活性化していくか。だからそのためには運動体をどう結成していくのかっていうところから始めるのが非常に重要だと思うんですね。

いずれにしても、次回は住民の協働、参加ということを実質的に実現できるような議論、運動体を作る方向性について進めていければいいなと思いますのでよろしくお願い致します。

では、次回の日程について事務局からお願いします。

小林主査 : 今年度6回ほど開催できるというような状況です。そうしますと2ヶ月に1度くらいのペースということになります。できれば余裕を持って年内のうちにある程度議論を進めたいと考えておりました。次回は、例えば6月下旬ですとか7月頭くらいにできればと考えておりました。

遠藤会長 : そのときに例えば実態調査みたいなのはどうしましょう。ゆるぶら、生涯学習センター、それからどこかの地域コミュニティの方とお会いしてと。

小林主査 : 場所を移動して話を聞きながら、そして議論するとなると、結構時間を取りますので、半日くらいは必要になります。

遠藤会長 : 半日も掛かっちゃいますか。

吉良副会長 : 外に出るとそれくらいは必要ですよ。

遠藤会長 : 帰ってきてから、さっき言ったデータを基に1時間ぐらい議論することになるんですかね。それともそれは別の機会に回すとか。まず、現場を見た方がいいような気がしませんか。古川委員いかがですか。

古川委員 : 見た現場で議論することもあると思います。

桜場委員 : いずれも会議をできる場所はありますね。

遠藤会長 : では、話題になった所をまず行って、どこかで会議の場所を設定して、車座でもよいです。そこでさっき言った資料をささっと皆さんで見、現場、実態の部分をつまみ食いして一度議論すると。共通の問題意識を作ると。そのようなことで良いでしょうか。午後から始まって夕方まで半日という、そんなイメージでみなさんよろしいですか。

(はい、の声)

吉良副会長： 施設5ヶ所くらいあって、地域コミュニティに入ったらちょっと時間が難しいかなど。

遠藤会長： 行政区長の中から一人の方、活動やっている方のご意見を20分くらいお伺いする形で良いでしょうか。

関課長補佐： 上川名地区で取り組んでいる農村レストラン、そして平間区長からの話を聞くということが良いのではないのでしょうか。

吉良副会長： 農村レストランというものが、地域で取り組んで実現したわけですからね。

遠藤会長： では、次回については、そのようなことで事務局で少し詰めてもらうこととします。

## 5. 閉 会

吉良副会長： 次回からは、現場を見ながらも、この条例ができてから活動している所をチェックしてさらに今後プラス方向に、条例がうまく運営できるような格好に持っていくための、後5回ですか、実りある会議になればいいなと思います。なるべく年内に回数を多くして、年明けは1回ぐらいということで、年内はあと4回になると思います。今日はちょうどいい天気でいい会合になったかと思うんですが、答申も終わって一段落しました。今日はどうもご苦労様でした。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員